日医発第 1695 号（情シ）
令和 7 年 1 月 14 日

都道府県医師会
事務局長　殿

公益社団法人　日本医師会
事務局長　宮嵜雅則
（公印省略）

日本医師会の入会等手続きの Web 化における定款の解釈について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本会の会務運営に際しまして、一方ならぬご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

本会では、日本医師会への入会・異動・退会に用いていた複写式届出用紙について、令和 6 年 9 月 17 日開催の第 7 回理事会にて協議を行い、下記の通り整理いたしました。

また、複写式届出用紙につきましては、先般のご案内の通り、昨年 12 月末に受付終了といたしましたので、入会等の諸手続きに際しては、医師会会員情報システム MAMIS（以下、「MAMIS」という）のご活用をお願いいたします。

本件についてご了知の上、改めて貴会管下の郡市区等医師会並びに会員への周知方につきまして、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

日本医師会への入会・異動・退会手続き（以下「入会等手続き」という）について、公益社団法人日本医師会定款第 3 章第 7 条および第 7 条第 2 項に記載のある「所定の届出」および、日本医師会定款施行細則 第 1 章第 1 条について整理をいたしました。

日本医師会の入会等手続きに際しての「所定の届出」は、都道府県医師会を経て行うと記載されており、同細則には、「定款第 7 条の規定に基づく会員の入会申込書、退会届出書及び異動報告書の様式は、理事会が決める。」 とさ

れております。

本会並びに都道府県医師会・郡市区等医師会では、「所定の届出」が複写式届出用紙と解釈されてまいりました。

令和 6 年 10 月 30 日に MAMIS を公開し、医師ご本人が、Web 画面上から入会等手続きを行っていただくことが可能となりました。

これに伴い、複写式届出用紙の「入会申込書」、「異動報告書」、「退会届出書」は、令和 6 年 12 月末日を以て受付を終了いたしました。

MAMIS での Web 画面からの登録項目は、複写式届出用紙の項目を網羅しており、逸脱するものではないことから、Web 画面上であっても、同等の項目を用いて届出をしているのであれば、「所定の届出」と解釈することに問題がないことを本会参与の弁護士に確認しております。

以上のことから、本会では MAMIS による申請を定款における「所定の届出」に含まれるものと解釈することといたします。

以上

≪事務局≫
日本医師会　情報システム課　会員情報室
谷口・久保田・五十嵐・若井
MAIL：jmamem@po.med.or.jp
ＴＥＬ：03-3946-2121（内 3127・4409）